

# 『原法提綱』における西周の権利思想

—— 福沢諭吉の天賦人權思想と比較して ——

小 泉 仰

1. 西周『百学連環』の中の「権」「義」「権利」の概念
2. 『原法提綱』の構造
3. 西周の権利説と勞力による権利発生説
4. 勞力による権利発生論への問題提起に対する西周の再批判
5. 西周の「人身原有の権」批判とその保守性
6. 男女の権利の不平等論
7. 道徳と法との区別
8. 人間性の中にある「立法服法」の原質としての自愛と同情
9. 権利に関する西周と福沢諭吉の比較とその現代的意義

本論は、明治十四、五年代の作と考えられる西周の『原法提綱』を中心にして、西周の権利思想を考察し、福沢諭吉の天賦人權思想と比較しながら、西の権利思想構造を明らかにし、その現代的意義を明らかにしようとするものである。

## 1. 西周『百学連環』の中の「権」「義」「権利」の概念

西周が、最初に権利について述べている著書は、『百学連環』であり、特にこの書の第二編である。大久保利謙編『西周全集 第四巻』<sup>1)</sup>に附記された編者の解説によれば、『百学連環』は未定稿本であり、その著作年代を確定することが難しいとされている。この著作は、育英舎において西周が行った講義を、弟子の一人永見裕の筆記した講義案である。育英舎は、西が京都において初めて開き、さらに東京において私塾として開いた塾であるが、永見が筆記した講義の内容の大部分は、恐らく東京の育英舎において西が行った講義内容であろうと考えられる。

そこで、本講義は、明治三年前後になされた講義を中心としていると思われる。しかも永見裕が筆記した講義案であって、西自身の検閲を経ない未校訂本であるから、外国語および日本語においても誤字・誤記を含んでいる。編者が全集第四巻において本書を編集したとき、大分校訂しているとは言え、この点は注意を要する稿本である。ところで、永見裕の経歴その他についての詳細は、編者の解説に詳しいので、本論では省略する。われわ

れの関心は、『百学連環』の中で触れられた権利に関する記述である。

この著書の第二編で、西はライトrightという字に権という訳を与え、obligationに義という訳を与えている<sup>2)</sup>。西はさらに「西洋にては之をライトとなし、各々自己に持有するものとし、君は臣を使ふ権を持有するときハ、臣の君に事つるの義を持有し、或は君の臣を養ふべき義を持有するときは臣の君に養はるべき権を持有するものと考えしなり……その上に使ふべき権を持つときは下之に事へるの権（筆者：義とすべきか？）を有するを即ちright obligationといふ。その互に持有する所のライトを権と訳し、obligationなる字を義と訳せるなり<sup>3)</sup>。」と記述している。

上記の『百学連環』の権利義務の記述によれば、西洋における君臣関係においては、君主が家臣を使用する権利を持つと共に、家臣は君主に奉仕する義務を負うのであるが、同時に主君は家臣を養う義務を担い、他方、家臣は君主に対して自分が養われるべき権利を担っていると考えられている。従って、君主と家臣とは相関のないし相互的に権利・義務を担い合うという関係を持っている。

第二編全体で、西は、私権、公権、法の概念を取り扱うが、西洋の法思想、権利思想を一般的に紹介しているだけであり、西自身が『原法提綱』で展開した法、法律、権利概念の詳細な解釈を与えていない。西が『原法提綱』で批判的に取り扱う性法についての記述もここにはなく、次のように簡単に「性法」という言葉を挙げているだけである。

例えば、「政理家之哲学」として「Political Philosophy（政理学ノ哲学）一つにPhilosophy of Jurisprudence（法家ノ哲学）と言ひ、又一つにPhilosophy of Law（法律上ノ哲学）と言ひ、又Natural Law（性法）と言ふ。<sup>4)</sup>」と述べて、西は、Natural Law（性法）の名を挙げているだけである。

また外交官の学問としての種類を挙げて、「学の区別 交際を司る者の学とするところの区別なり。」と述べ、「第一 公法および性法、第二 確定公条（古来より定まりし条約）、第三 国法、第四 歴史、第五 策略（応接の間に用うる）、第六 経済学、第七 地理及び政誌、第八 講和利害、第九 国使節之法度等なり。」と言ひ、「性法」を「公法」と共に列挙しているだけである<sup>5)</sup>。そこで、『百学連環』では、西が『原法提綱』で展開した性法（自然法）に対する批判を少しも述べていない。

西周が『百学連環』において「権利」という概念を使用したのは、万国公法の目録contentsを列挙しているところで、第八の条項に「The rights of conquest（捷軍の権利） 軍の捷を得るときは敵より償金を出さしむる等のことを論す<sup>6)</sup>」とある箇所である。総じて言えば、『百学連環』においては、西が使用したライトの訳語は、「公権」「私権」「自主の権」「物件上の権」「立法ノ権」「行法ノ権」「断定ノ権」「私権」などのように「権利」という術語ではなく、「権」であった点に特色がある。

## 2. 『原法提綱』の構造

西周が自分の言葉で権利についての見解を展開したのは、明治十四、五年頃の『原法提綱』である。最初に西の権利思想を明かにしている『原法提綱』全体の構造を分析してみよう。『原法提綱』は、大久保利謙編『西周全集』第二卷宗高書房に収録されているが、全文が白文で書かれ、本文の横に付加の句が付けられている。本書の構造は、問題提起の文章が先に書かれ、その後に問題提起に対する西周の解答が附記される構造になっている。

問題提起の文章は「曰く」という言葉で先導され、解答も問題提起の後で「曰く」という文章によって叙述されており、例外はあるが、解答文が西自身の思想を表していると見ることができる。いわば、本書は、対話形式の論述である<sup>7)</sup>。

テーマ別に分類してみると、次の43のテーマに区別される。今便宜上、問題提起のテーマ別にアイウエオ順の番号を付けて並べて表記し、その後に〈〉を付けておく。そして〈〉の中に、テーマが表記されている頁数とその頁数において何行目に出てくるかを示すために、行の順番の数を表記しておく。

例えば、「(ア) 法のはじまり〈146頁:1〉」は第一番目のテーマが「法のはじまり」であり、その内容は、146頁の1行目に記されていることを示している。因みに頁数は大久保利謙編『西周全集』第二巻の頁数である。

- (ア) 法のはじまり〈146頁:1-2〉。
- (イ) 法と人性の間に乖離はあるか〈146頁:2〉。
- (ウ) 法の本質（権利と義務）は何か〈146頁:3-5〉。
- (エ) 権利と義務の関係は何か〈146頁:6-7〉。
- (オ) 権利義務の内容は何か〈146頁:8-9〉。
- (カ) 法律とは権利義務の確定をすることか〈148頁:1-2〉。
- (キ) 法律の種類は何か〈148頁:3-5〉。
- (ク) 権利義務は同時に成立するか〈148頁:6-7〉。
- (ケ) 権利義務の生長に先後があるか〈148頁:8〉。
- (コ) 権利は「積漸の力」によるか〈148頁:10-11〉。
- (サ) 権利は労力の結果か〈148頁:1-2〉。
- (シ) 労力の種類は何か〈148頁:3-4〉。
- (ス) 人倫の権利は労力の結果か〈149頁:5-6〉。
- (セ) 「嫁を娶る」ことは労力の結果か〈149頁:7-8〉。
- (ソ) 「奪攘の物」を人に与えるのは労力の結果か〈149頁:9-13〉。
- (タ) 「恵施の物」は労力の結果か〈150頁:1-4〉。
- (チ) 「受禪承襲の物」は労力の結果か〈150頁:5-8〉。
- (ツ) 権利が労力の原因で生じるとすれば、所有者の変更は如何〈150頁:9-11〉。

- (テ) 嬰兒に権利はないのか〈150頁：12-13；151頁：1-2〉。
- (ト) 成人となって権利が生じるのか〈151頁：3-6〉。
- (ナ) 男女の権利に差等があるか〈151頁：7〉。この問いに対する西の回答はない。
- (ニ) 労力の結果権利が生じるのは所有権のみであり、「人身原有の権」を認めるべきだという反論〈151頁：8-12；152頁：1-6〉。
- (ヌ) 権利が転移するとき、権利に盛衰はないのか〈152頁：8-13；153頁：1〉。
- (ネ) 権利の獲得に難易があるか〈153頁：2-4〉。
- (ノ) 権利を得るの難易は権利を失う遅速に関係しないか〈153頁：5-6〉。
- (ハ) 権利喪失に道があるか〈153頁：7-8〉。
- (ヒ) 無権利者はあるか〈153頁：9-10〉。
- (フ) 男女の権利に軽重はあるのか〈153頁：11-13〉。
- (ヘ) 権利は一生ものか〈154頁：1-4〉。
- (ホ) 権利の「定奪」になぜ公私があるか〈154頁：5-6〉。
- (マ) 本分と義務の根拠は何か〈154頁：7-10〉。
- (ミ) 道徳と法の区別は何か（イ）〈154頁：11-13；155頁：1〉。
- (ム) 道徳と法の区別は何か（ロ）〈155頁：2-6〉。
- (メ) 道徳と法の区別は何か（ハ）〈155頁：7-12〉。
- (モ) 道徳と法の区別は何か（ニ）〈155頁：13；156頁：1-3〉。
- (ヤ) 人性に立法服法の原質があるとは何か〈156頁：4-11〉
- (キ) 何故自愛の性から他人の被虐を助けようとするのか〈156頁：12；157頁：1-7〉。
- (ユ) 道徳、経済学、法学の区別は何か（イ）〈157頁：8-13；158頁：1〉
- (エ) 以上の三学の関係は何か（ロ）〈158頁：2-4〉。
- (ヨ) 三学の関係は何か（ハ）〈158頁：5-8〉。
- (ラ) 法とは何か〈158頁：9-11〉。
- (リ) 法と法律の区別は何か（イ）〈158頁：12-13〉。
- (ル) 法と法律の区別は何か（ロ）〈159頁：1〉。この問いに対する西の回答はない。

『原法提綱』には、以上（ア）から（ル）までの43項目の問題が提起されている。その中で西の回答を欠いている（ナ）と（ル）を除けば、いずれも問題提起への西の回答が付されている。

本論は、以上の『原法定綱』の論旨を土台として、西周の権利思想に焦点を当てて、福沢諭吉の権理通義思想と対比させながら、その特色を明かにして見よう。

### 3. 西周の権利説と労力による権利発生説

本書において西周が基本的に立っている視点は、法の発生を「民生日用にはじまること」としていることである。そうした視点は「理勢のやむべからざる故なり（ア）」と述べて

いる。つまり彼は、人間の日常生活上の実態ないし実際の状況にある権利義務に注目して、そこから法のはじまりを説いていこうとしている。しかも「法もまた形而上の道理道徳の一部にして、その体となすに通別して二」つがあるとして、その二つは「曰く権利、曰く義務（ウ）」であると言い、法の本質が権利と義務であり、しかも権利と義務とが相関概念であると言っている。

では、相関概念としての権利と義務は、どのような関わりを持っているのであろうか。彼は次のように言う。

「曰く権利と義務は必ず二人もしくは二党の相対する際に存す、一人、もしくは一党、未だかつて他に対せざるは、いまだかつてこれを知らざるなり。（エ）」と。

そこで、上記の権利義務思想では、一人だけの存在として見られた人間には権利義務は存在しない。このことは、福沢諭吉の『学問のすゝめ』が主張したように、一人一人に与えられている天賦の人権を、西周が認めていないことを示している。むしろ権利義務は相関概念であり、二人ないし二党が相対したときにのみ成立すると見なしている。

しかも彼は、権利義務を「一人もしくは一党の他に対して分に優ぐること、制を控える利あるを権利と謂う。一人もしくは一党の他に対して分に劣ること、服従あるの義を義務と謂う（オ）」と述べている。この文章からすれば、AとBという人間関係において、AがBに対して分に過ぎる部分があるとき、あるいはAがBに制限させない利を持つとき、これをBに対してAの権利というのであり、BがAに対して分に劣り、服従する義を持つことを義務と呼ぶというわけである。したがって、西周の権利義務概念は、AとBとの権利義務についての上下関係を確定することを含んでいる。もちろん別の次元ないし別のAとBとの相対的關係が成立する際に、AがBに対して義務を担い、BがAに対して権利を持つことを排除するものではない。

ところで、こうした西周の権利義務の相関的關係は、彼が『百学連環』で紹介した西洋の権利義務の相関關係が、主君が家臣を自分に事えさせる権利があるとすれば、家臣を養う義務があり、これに対して、家臣は主君に事える義務があるとすれば、主君が家臣を養わせる権利があるという説明をしているが、『原法提綱』の上記の西の見解には、こうした主君と家臣の間の権利義務の相関性、つまり主君が家臣に対して権利を持つと共に義務を併せ持ち、家臣が主君に対して権利を持つと共に義務を持つという意味の相関性については、西は何も述べていない。そこで、権利を持つ者と義務を持つ者とは、相互性ではなく、両者の上下關係のみを規定しているように考えられる。

ではどのようにして権利が生じると西は考えているのであろうか。彼の見解は「権利は勞力の結果（サ）」という言葉に表現されている。しかもここで言われる「勞力」とは、「心力」と「体力」であり、「心力」をさらに「知力徳力才力能力気力」という五種類に分けている（シ）。そこで、権利が勞力により発生するとすれば、勞力使用の時間の流れによって権利が生長発展していくことになる。そこで、西は権利の獲得が「積漸の力に由り、積漸の勢い（コ）」

になると言うわけである。

こうした見解は、現実の社会においては、各人の労力差があるから、二人ないし二党の間で労力の相違があれば、当然権利差が生じることを含んでいる。例えば、AがBよりも労力において優れていれば、その分だけAに権利が多く、Bに義務のみが生じることになる。

これに対して、福沢諭吉は『学問のすゝめ 初編、二編』で各人に同等の天賦の人権があると説くが、同等の権理通義とは各人の「生命」「身代所持の物」「面目名誉」のことであり、現実社会の「貧富強弱智愚」という「有様」が権義を不平等にしている状況があれば、各人が「実学」を習得して権義の同等性を回復すべきだと言う。これが福沢の実学思想である<sup>8)</sup>。他方、西周の権利義務論は、福沢の説く天賦人権説と真っ向から対立して、実勢において権利に関する格差社会をそのまま承認または正当化する理論である。

一方同時に、西の労力説と福沢の実学説とは内容的に人間の實力ないし実学の重要性を説いている点で共通である。しかし西の労力説は権利格差を肯定する論説になるが、福沢の実学説は権義の同等性に達するための道具として実学を身につけるように勧めている点で、全く異なっているわけである。

#### 4. 労力による権利発生論への問題提起に対する西周の再批判

ところで、こうした労力起源による権利義務発生論からすれば、一見して権利が労力に由らないように見える「人倫の権利（ス）」「嫁娶り（セ）」「奪攘の物を人に与える（ソ）」場合の権利、「恵施の物（タ）」の権利、「受禪承襲の物（チ）」の権利について、西は取り上げて論じていき、これらの権利がいずれも労力による結果であることを論証しようとしている。

たとえば、西は、「曰く人倫の権利のごときは、労力の結果にあらざるに似る」という問題提起に対して、次のように言うのである。母親は「居然（すわって動かぬさま）子を生む」が、そこでは産みの苦しみとして「母氏にありてはあるいは」労苦がある。しかし「父氏にありてはなんぞ労これ有らん」と言い、父親はただ傍らで出産を見つめるのみではないかという問題提起をしている。

こうした問題提起に対して、西は古代社会にあつては、男女関係が現代とは違って、「上世の人、母を知りて父を知らず、この事あるいは然り」と一応は認めている。しかし近世社会になれば、「人みな父の重きこと何かを知るものなり、その父の室家をつくる、是労力のなす所に非らざるなし。（ス）」と解答するのである。つまり西は近世社会が成立して以降、父親が妻と共に家庭を作り、それを維持していくのに労力を要するのだと言う。こうした家の成立と共に、始めて夫婦の倫理と父母に対する子の倫理も発生するとしている。

「嫁娶り」の権利について、西は「曰く嫁娶りとなすが如きは、労力に非ずして快樂の



結果となすに似る」という問題提起を行っている。これに対して、西は妻を「保生」しなければ結婚生活が成立しないと述べて、「以てここに至れば、是勞力の中に算えざる可らざるものなり（セ）」と言う。こうして「嫁娶り」の権利に関しても、勞力による権利発生論を説くのである。

さらに西は、「曰く奪攘の物（盗んだ物）これを人に与うれば、我即ち権利を獲、是勞力の為にあらざるに似る（ソ）」という問題提起を行う。こうした問題は、権利が勞力に発生するものと見られないような反対例である。しかし西はこれもまた本来は勞力による権利であると論証しようとしている。彼は「古 로마の法」を挙げ、「奪攘の物を本の主これを見れば、輒（すなわち）隨所にこれを還取するを許すは、けだしこれがためなり（ソ）」と言う。つまり勞力によって獲得した本来の所有者の物が盗まれたとして、所有者が盗品を発見した場合には所有者がその物品を取り戻すことができるが、その根拠は、最初の所有者が勞力で獲得したという権利を持っているからだと説明しているのである。

しかし、時を重ね社会が変化していくと、「その物の奪攘に出るを知ら」ないような状況が出てくる。その上「金を以てこれを買うものは是順逆相混ざる」事態をもたらすことになり、「多少の曲折節度」を加えねばならない事態も出てくる。こうして時間を経過していくうちに、長時間最初の所有者に物品が帰らない状況になると、たとえ「奪攘の物」であっても、現在の所有者の「真有」となることを彼も認めている。

従って、西は、「権利は勞力に生ずといえども、世襲禪讓をもって常となす、而して物に従いて移る、亦権利の性も然りととなす（ソ）」であるという例外を認めている。こうして西は権利の勞力発生論の限界を認めるのである。

さらに「恵施の物」の権利や「受禪承襲の物」も勞力であることを、西は論証しようとしている。つまり他人から物品を貰った場合を想定し、貰うという行為の背景には、貰った者の勞力が背景にあると考えるのである。西は、『孟子卷六 籐文公章句下』<sup>9)</sup>を引用して、「古に云う、肩を脅（すく）めて諂い笑うは、夏畦（辛苦して労働する）よりも病（つか）る」と言う。つまり肩をすくめて諂い笑うことで、人から物を「恵賜」して貰うのは、畑で労働するよりも辛いことだと言う。従って、人におべっかを使って物を貰う行為さえも勞力である。ただしこの種の勞力は、天下の利益にはならないので、「君子」はこうした勞力を賤しんで行わないと断っている。

さらに道に落とし物があって、これを拾った場合の物品の権利や、地下埋蔵品を発掘したときの埋蔵品の所有権についても、それが僥倖であるとはいえ、やはり勞力のなす業であると論じている。

次いで西周は、勞力による権利発生論に基づいて、権利の転移を論じるのである。西は権利の転移の在り方を「放棄（占有）」「被奪」「交換（売買）」「承襲」の四法から出てくると論じている。最初の放棄ないし占有は、勞力の一種の暴力によって放棄せざるを得ない場合も含まれるであろう。また占有は軍事力その他の勞力による占有を意味していると

考えられる。また「被奪」は、暴力およびその他の力によって奪われることを意味している。従って、西は「放棄（占有）」と「被奪」は広義の労力の結果と見ており、西は、「両者は言論を待たず」と断っている。こうしてこの二種類の権利の移譲は、労力による権利の移譲を意味することになる。ただし「放棄（占有）」と「被奪」は法の対象ではなく、正当な法の対象となるのは、交換と承襲であると断っている（ヌ）。第三の「交換（売買）」による権利の転移は、「労力を以て労力に代えるは固より異とするに足らず」と言う。

第四の「承襲」は、所有者の「意志の有る所にもとづく」と言うだけで、労力による説明はしていない。ここで言う「承襲」とは、相続権の移譲を含んでいると考えられる。すると、今、死を前にした財産の所有者が、遺言書の中で自分の財産を相続させる相手として直系の血筋に当たる幼児を選んだ場合、西周の言うところでは、「今それ嬰孩、意志未だ全からず、口言う能わず、四肢動かす能わずして、猶権利と謂うがごときは、何ぞ木偶石像もまた権利ありと謂うに異ならん・・・蓋し幼児は父母の権利の下に立つのみ、物件の人一般に属するがごとし（テ）」という論説を展開するから、所有者の「意志の有る所にもとづく」としても、相続を受ける幼児には労力の根拠は全くないことになる。もちろん幼児の成人に達する暁に相続を完結させるという条件を付けるであろうと考えられるとしても、権利を受ける側の労力による権利の相続という説明は、かなり困難である。当時としては第一級の論理学者であり、且つ法学者でもあった西周がこうした事例を知っていないわけではないと推察されるが、西は、上記の難問を避けてこれ以上は論究しないまま終わっている。

ところで、こうした労力による権利発生論において、西周が権利の転移を四法によって認めていることは、労力によって権利が発生するとしても、同時に権利が四法によって以前の所有者の権利の消滅ないし新しい所有者への権利の移譲が行われるというわけである。権利の消滅・移譲と労力との関係についての西の説明は、しばしば指摘したように、労力の結果による権利発生説を論じるのにかなり苦しい説明に終始している面もある。

今、西周が公刊した『人世三宝説』『知説』『教門論』などの論理整然とした論述と比較してみると、上記の『原法提綱』の労力による権利発生説には、いささか回りくどい説明や、説明不足、あるいは説明の困難な場合もしばしば見られる。西は、恐らく本書の論理的不十分性を認識していたことであろう。彼が本書を公刊しなかったのは、本書を白文で書いたことや、その他の諸種の事情があったとしても、こうした本書の論理的不十分性が非公開の理由の一つではないかと考えられる。

ところで、西周は、徳川慶喜の側近として仕えながら、幕藩体制の崩壊とそれに引き続く明治維新を身をもって体験したが、同時にこの経験は、幕府崩壊と共に、幕藩体制下にあった権利が全く消滅し、明治の新体制において新しい権利の発生が生じたという経験でもあった。福沢諭吉は、こうした大変動の経験を「恰も一身にして二生を経るが如く、一人にして両身あるが如し<sup>10)</sup>」と表現したが、西周も同様な経験を経ていた。



西周は、こうした未曾有の経験を次のように述べている。「天下」が走り去って行くように「権利」もまた「消長」し、「大にしては国家天下の隆替、小にしては一身一家の盛衰」が興るのであり、これも労力によって生じるのだと言うのである。西によれば、こうした権利の変遷は、「颶風忽ち興り、海嘯俄に」立ち上がり、山を崩し、大船、小舟を海中に巻き込んで粉みじんにしてしまうと表現している。さらにこの種の大変動は、二、三百年のうちに時に起こることだとも言う。

こうした大変動では、権利の移譲は、武力を含んだ労力のなす業である放棄と被奪によって生じる歴史的イベントであると言ひ、「その来由を察すれば、一つとしてこれ（労力）に相依らざるはなし」と断言している。さらに返す刀で「ああいずれかこれ（権利）を以て独り生ずとなし、自由を以てその質となさんや」と言ひ、天賦人權論を批判するのである（ヌ）。

## 5. 西周の「人身原有の権」批判とその保守性

『原法提綱』において、西は、「人身原有の権」を批判する見解を展開して、福沢諭吉の主張した天賦人權説に真っ向から対立する見解を打ち出すのである。彼は人身原有の権の思想が「性法の謬説」つまり自然法思想の誤った論説であると退けている。

なぜなら、人身原有の権の思想に従えば、幼児でもそうした人権を持つはずであるのに、そのような幼児は、「人生まれて呱呱未だ知あらず、父母をして愛情なからしむれば、饑寒直ちに至る何の権利かこれ有らん」という状態にあるからである。

幼児は「父母道德の至情と、国法仁慈の保護とあらざれば、墮胎して嬰を害す、人道あるいは幾ばくにしてかやまん（ツ）」というわけで、父母と国法という労力のお陰で、幼児は生かされているのであり、従って幼児には原有の権つまり人権が存在しないと説くのである。

さらに「嬰兒の権利無きと謂うは、殊に甚だしきを覚ゆ」という反論に対しては、西は、自分の論説の根拠の所在を「権利の体をなすや実勢なり、虚象にあらざるなり（テ）」と主張して、権利発生の「実勢」からすべてを論ずべきであり、人身原有の権を主張するような「虚象」の論理を展開すべきではないと批判する。

西は、「今それ嬰孩、意志未だ全からず、口言う能わず、四肢動かす能わずして、猶権利を具うと謂うがごときは、何ぞ木偶石像もまた権利ありと謂うに異ならん、あに笑うべからざらんや」と主張し、さらに「蓋し幼児は父母の権利の下に立つのみ、物件の人一般に属するがごとし、殊に倫理において同類と為すをもつてし、人情にありて最愛となして、敬重を加えるのみ、故に児童の権利は、保傳に待ちて始めて立つ。（テ）」という論説を展開するのである。今現状承認型の論説を保守的と呼べば、西の論説はまさに保守的論説と言わねばならない。

さらに西の労力による権利発生論に対する反論の一つとして、権利の労力発生論が「所

有権」の領域に限定すべきであり、「人身原有の権のごとき、他の毀傷殺害を受けざるは、すなわち自然にして具わる」と論じて、「他の事物上の権利の如きは、ただこの権利（人身原有の権利）を拡充したものであり、西の主張は、人身原有の権という「根本を捨てて、その枝葉を採る」ようなもので、逆ではないかと論難する言説がある。

この種の西周批判の言説は、西の勞力發生論を一部採用して、「我の身命は勞力の本源にして、祖宗より父母に至る世々相伝にして、勞力の極功なり、古に曰く身体發膚を毀傷せざるは孝の始めなりと、その傳に云う、身は父母の遺体なり、父母の遺体を奉じて敢えて敬せざらんや・・・あに甘んじて他の横虐を我が身命の理に受けることあらんや、然らばこの権利を先にして、後に他の諸種の権利に及ぶべし、今これに反して何の義あらんや」と言うものである。これは勞力による権利發生論を一部受け入れた修正型原有人権論である。

こうした反論に対して、西周はこれを再批判する。このような議論は「学理上の次序」つまり抽象論にすぎないと論じ、「権利の自然に開發するの次序に非らざるなり（二）」と主張する。さらに「所謂権利なるものは実勢にして虚理に非ず」とし、「正にその実に循いてこれを講ずべきを要す」と主張するのである。

彼はこうした実勢から権利が生じる歴史的事実を次のように述べている。

「蓋し生民の初め穴居巢棲す、その所業は漁獵を先にし、耕牧は次となす、故にその争いは始め獲の数にあり、次いで耕地の広狭、牧畜の多寡にあり、ここにおいてその獲るところと、その所勞と相償わざるあり、ここにおいてか権利の意始めて動く、故に権利の義は、それ所有権より出で、推して以て人身に及ぶなり（二）」と。

つまり権利の勞力發生論は、自然に開發する次序であるとして、人間の原始時代の人間生活では、漁獵中心であり、次が農耕社会であるが、前者の漁獵を中心とした原始社会に起こる権利争議は、漁獵により獲得した魚や獣の数が問題となって権利の在り方が決まるのであり、従って勞力の結果権利が発生するというわけである。次いで農耕社会では、「耕地の広狭」と「牧畜の多寡」が権利の争点となるが、いずれも勞力によってこうした耕地、牧畜の多寡が決まってくるのであり、従ってそれに応じた権利が決定されるとしている。このように、西は、権利は「実勢」の上で論ずべきだという実証主義的主張をするわけである。

次に西は、勞力で権利を得るのに難易があるかどうかを問題提起として取り上げる。勞力には「心力」と「体力」とが識別される。「心力は知徳能才」であり、「体力は強壯捷疾」である。「天稟」を持つ人は、天稟の力を用いることが極めて容易であるが、他方「知ありて学ばず、徳ありて積まず、才ありて習わず、能ありて熟」させないままなら、天才も次第に能力を喪失すると論じて、「勞力の貴しとする所以」を主張している。

しかも勞力による権利獲得も難易があつて、「之を獲ること易なるは、之を失うも速し、これを獲ること難ければ失うこと遅し、皆勞力の比例に従う。（ノ）」と主張している。

こうした権利の労力発生論と労力の難易論に従うなら、労力を使うことのできない人々は、権利が無いことになろう。そこで、西は、「権利無き者これ有るや」という問題提起をして、次のように答えている。すなわち「瘋癲痴騃、幼稚老耄、凡そ自主の意志なき者は皆権利なし（ヒ）」と言い、超保守的言説を展開するのである。

## 6. 男女の権利の不平等論

さらに男女の権利に軽重があるかどうかを論じて、次のような男女不平等論を展開している。

「曰く男女の権利に軽重ありや、曰くその材を論ずれば、天然の軽重あり、体力のごとき女子は兵役に服する能わず、心力のごときは女子は官吏となるに堪えず、是陰陽剛柔の由りて定まる所以なり。(フ)」と。

上記の西周の男女の権利の不平等論は、十九世紀に生きていた男女の人材としての軽重を根拠として、男女の格差と軽重を承認しようとする超保守的な論理であり、いわば男性の論理である。

こうした男女の権利の不平等論は、西が別の側面では傾倒していたJ.S.ミルの女性論とも正反対の論説である。たとえばミルは、彼の著『女性の服従』で、教育と訓練によって男女が同等の能力を発揮できると主張しており、十九世紀英国の男女に現実の能力差があるとすれば、それは単に教育の有無によるだけだと言うのである。ミルは十九世紀英国における男女の社会的不平等の現実に対する批判的な立場に立って、男女の不平等を根底から改革し、男女の平等を実現しなければならないと説いている。

そうした立場から、ミルは、オーギュスト・コントが主張し、当時流行していた骨相学 phrenology による男女不平等論、つまり男女の頭蓋骨の相違から説く男女の不平等論を批判して、もし十九世紀英国において男女の能力における不平等があるとすれば、それはただ女性への「訓練の欠如」から来たものにすぎないと主張したのであった。もしミルが西周の男女不平等論を見たとしたら、同様の批判を行ったに違いない。

J.S.ミルの女性論に啓発された福沢諭吉も、彼の明治十八年の『日本婦人論』を初めとする多くの婦人論において明治時代の女性の社会的不平等状態を生起させた原因が、明治時代の社会的現実としての男女格差が女性を人為的に不平等な枠組みの中に強制的に組み入れて操作した結果にすぎないと主張した。こうしたミル、福沢の論説は、西周の実勢としての男女格差論に対する革新的な批判となったのである<sup>11)</sup>。

## 7. 道徳と法との区別

西は、権利義務を本質とする法と道徳との区別を論じて次のように言う。

第一に「道徳の範囲は法の範囲より大」であり、「道徳の大本は善美」であるとするれば、「法の大本は正直」であって、道徳と法とは時に一致しないこともあると言う。ところで、

善美を本質とする道徳は「一心より家国天下の治平及び万国の交際に至りて細大遺す」ところがないから、「正直の観念」をも包含しているが、これに対して正直は道徳を包含することはないとしている（ミ）。

第二の区別は、体用論の立場から見れば、「法は正直を体」としているが、法の「用は公を貴び平を貴び均を貴び斉を貴ぶ」のであるが、「道徳の用」は、時に「公平」や「均斉」ではないこともある。なぜなら、「法は大衆を制御するの概格」であるから、「大匠の規矩を用いる」ように円を「正円」にし、方を「正方」にさせて「必ず度に合う」ようにさせるが、道徳は「人々をしてその中を得んと欲す」るようにさせるからである。

また道徳は「彫工の刀を用いる」に似て、「方円長短」さえも「その宜に従い」、必ずしも「定制」がなく、「器の用に適する」ようにするだけである。それゆえに「法は、その概略を外形に制する者」であるが、「道はその委曲を内心に責めるもの」であり、法は外側を規定するのに対して道徳は内側を対象としている点で異なっているとしている（ム）。

第三に、西は、法と道徳にも類似した点があると指摘している。たとえば、法に「目を以て目を償う、齒以て齒を償う」があるが、「道徳も・・・曲礼に曰く礼は往来を尚ぶ、往きて来たらざるは非礼なり、来たりて往かざるもまた非礼なり」という応報的正義の原理が働くことを法と道徳の両方に認めている。

しかし社会が変遷して、「錢貨の法も盛んに」になると、人は労力の一部を錢貨に変えて、「錢貨を以て労力の量」とするようになっていく。こうなると、権利義務もまた「估価評直の具」とする場合も出てきて、錢貨で権利義務を秤量する場合も出てくるのである（メ）。第四に、「法は有形に制」するが、「道徳は無形に制する」とすると共に、また「法は二人もしくは二党に関わる」が、「道徳は一人に始まり千万人に至」るのであり、つまり道徳は個人から万人に通じる規範であると論じている。さらに「法の観念は逆境に発してその逆を遏（とどむ）る」にあるが、「道徳の観念は順境に生じてその順をなす」とも言って区別している（モ）。

その上、法は争を主とし、道徳は和を貴ぶとし、従って「法の性は厳正」となるが、「道徳の性は寛大」となるという相違がある。そこで「法の情は酷薄」になる傾向があるが、他方「道徳の法は敦厚」の傾向がある。また「法は必ず正を期」しており、しかも「法は守正の節」を持っているのに対して、「道徳はむしろ厚きに過」ぎる傾向があり、「道徳は仁恵の恩」がある点で異なっていると云う。

西は、比喩を使用して、法は宝石を含んだ原石から宝石を切り出す「切琢の具」となるが、これは切琢の道具が荒削りの用をするからであるとしている。これに対して、道徳は出来上がった宝石を磨き上げる「瑤磨の具」に譬えられる。なぜなら、瑤磨の道具は微妙な宝石の輝きに一層の磨きを掛ける道具であるからである。従って法も道徳も「各その宜しき所（ヤ）」があると言って、法と道徳を比喩で識別したのである（モ）。

## 8. 人間性の中にある「立法服法」の原質としての自愛と同情

ところで、西は人間性の中にある「立法服法の原質」があるかどうかを問題提起に挙げて次のように論じている。「凡そ生あるの類は、何物もその生を愛しその死を憎まざらんや、是の性なり、また何物ぞ快樂を願ひ痛苦を厭わざらんや。」と論じ、さらに「生を愛し快樂を願ひ、すでに死を惡み痛苦を厭いて、また其の痛苦快樂の必ず相依るを知れば、孰れか痛苦を先にして快樂を後にするを選ばざらんや」とも言う。これが自愛であり、自愛こそ、法を立て法に従う人間性に内在する本質であるとしている。

この本能的な自愛は、人間においては、「等尤も高く欲尤も強し、道は尤も難く域尤も広し、且つ理性の靈明を兼ね以て、能く往を記して来を例す、両性相合してここに營生の道起る、権利因りて生まるるなり」と断定している。こうして自愛と理性とをもって、熱心に欲究し、「勉励」して行くことによって、ようやく「権利を獲る」ことができるわけである。

こうした努力の末に獲得した権利が侵害されるなら、人間は、「厭惡噴悶至らざる所無し、即ち發して恨怒の情をなすこととなる。これが「抵償報復の策も已むべからざる所以」となるというわけである。従って、「法の原は必ず逆境に發して、自愛の性に生まれ、激怒の情をなす」と言うわけである。

ところが、法が自愛から生じるとすれば、自分を愛するだけの人間がどうして他人の「枉虐を蒙むるを見て」、助けようと努力するようになるのか疑問ではないか、という問題提起をしている。西は、そうした行動に出ることができるのは「同感の情に發する」からであり、同感の情とは「自愛の性」を「拈げてこれを充たせば天地の間を塞ぐ」ことができる情緒であるとしている。こうして自愛は、自分一身だけを愛するだけではなく、さらに「夫婦のごとき、父子のごとき、推すにもって兄弟朋友に及ぶ、皆是我の自愛環内の物なり、すなわち異邦人のもし一面の素交なきがごときも、その艱險に遭うを見てまた惻然として我が心に無き能わず、是自愛の性、同感の情を提撕するなり」と言う。

こうした「同感の情」は、「同類の人」だけではなく「生類」にも及び、さらには「無心の物もまた能くこの情を興起するはずであると主張する。こうした同感の情については、「ジョン・スチュアルト・ミル氏の利学第五章に詳し（中）」と締めくくっている。

## 9. 権利に関する西周と福沢諭吉の比較とその現代的意義

西周は、上記の通り、実勢つまり社会的現実から権利義務を論じる立場に立って、二人ないし二党の間で労力によって利を多く持つものが権利を所有するが、利を持たないものが義務を負うという、いわば労力格差を肯定する権利義務論を展開した。西は、こうした権利義務が社会の実勢であると繰り返し主張したのである。

今日の立場から見れば、うがった言い方をすると、西が『原法提綱』の稿本を書いたが、



西がこの本をそのまま未公開にしていたことは、明治初期における権利義務関係の不平等の在り方を実勢として認めて、権利を持つ一方の側の人々の、未公開の裏の思想として置いておいたとすることができるかもしれない。

これに対して、福沢諭吉は、明治五年に『学問のすゝめ 初編』を公刊し、その冒頭で「天は人の上に人をつくらずと云へり」と述べて、人間一人一人に平等の人権が天から与えられていると主張した。西周によれば、こうした天賦人権論は「虚理」であり「虚象」であると言う。つまり社会の実勢は労力の格差にもとづく権利の不平等が現実であり、実勢であると西は考えていたからである。

実を言えば、福沢自身も、西の主張するように、社会の現実が権利の不平等の状態にあることを認めていて、こうした状態を「権力の偏重」と呼んだ。それゆえ、『文明論之概略』で十九世紀日本における「権力の偏重」状態を詳述し、それを徹底的に批判し、権力の偏重状態からの脱却を目指そうとしたのである。福沢は、「有様」として、西の言葉で言えば「実勢」として人間間の権力が偏っているという事実を痛感していたゆえに、人間が本来同等の権理通義を与えられているはずであるから、この同等の権理通義を回復するために、権力の偏重状態を破らねばならない。それゆえ、福沢は同等の権義を実現するために、まず一身の独立を計って一身の権理通義を回復し、次に一家の独立に達して一家の権理通義を得、最後に一国の独立を達成して一国の国権を他国と同等たらしむべきだと説いたのである。

従って、福沢の言う同等な権理通義という主張は、福沢が虚理として認めながら、実勢として存在している権力の偏重を是正して平等な権利関係を回復することを目指した旗印であり、動機付けであったとすることができる。従って、福沢は、実勢としての権力の不平等を批判し、平等の権義を回復するために虚理としての天賦人権論を提唱したとすることができる。

こうして福沢の思想は、西周の労力による権利不平等を肯定する現実路線の論説と真向から反対する論説であった。『学問のすゝめ』は明治五年から九年に亘って公刊され、明治初期の時代のいわばベスト・セラーとなっていた、言わば表の論理であった。

西はこのような天賦人権説を「虚理」ないし「虚象」として退けた。西の稿本が未公開であって、福沢の書が公刊されたということは、うがった言い方をすれば、現実の社会の思想を反映しているものと見ることができる。

人間の権理通義の平等論という表の論説が、西によれば虚像であり、西のいう格差を肯定する権利の不平等が実勢であり裏の権利状況でありながら、その公表を避けさせている社会の構造が潜んでいると考えられる。西の労力の結果としての権利発生論は、二十一世紀日本の現代社会においても依然として能力格差による権利の不平等肯定論として根強く存在しており、これが現在の格差社会という問題を醸成している一因であると言えよう。

西周の労力による権利不平等論は、こうした格差社会を肯定する現実肯定の論理である



が、同時に二十一世紀においては特に公表をはばかる裏の論理であり、さらに西が『原法提綱』を白文で書いたことも、人目を避けるための覆いを更に掛ける結果になっている。

これに対して、福沢の天賦人權論は、公刊された表の論理であるが、西の目からすれば、それは虚理であり虚象であった。しかも福沢の目にも、同等の権理通義は、実はまだ実現されていない理想でもあった。それはいわばこれから到達すべき目標であって、十九世紀日本の実体は「権力の偏重」という「有様」であった。西周の労力の結果としての権利発生論と福沢論吉の権理通義論とは、二十一世紀においても社会の底流の中に、未だ「実勢」として生き続けている対立的な思想構造であると言えよう。

## 注

- 1) 大久保利謙編『西周全集 第四巻』宗高書房 昭和56年
- 2) 上掲書167頁。
- 3) 上掲書167頁。
- 4) 上掲書163頁。
- 5) 上掲書191頁。
- 6) 上掲書187頁。
- 7) 西周『原法提綱』明治10 (1877)『西周全集 第二巻』宗高書房 昭和46年。
- 8) 福沢論吉『学問のすゝめ』『福沢論吉全集 第三巻』岩波書店 昭和34年。
- 9) 小林勝人訳注「籐文公章句下」『孟子 上』岩波文庫 248-249頁。
- 10) 福沢論吉「文明論之概略緒言」『文明論之概略』『福沢論吉全集 第四巻』岩波書店 昭和34年。
- 11) 福沢論吉『学問のすゝめ 二編』。福沢論吉『文明論之概略』。  
福沢論吉『日本婦人論』『日本婦人論後編』『品行論』『男女交際論』『日本男子論』『福沢論吉全集 第五巻』岩波書店 昭和34年。  
J.S.Mill, *Letter to August Comte, August 30, 1843*, J.M.Robson, ed., *Collected Works of John Stuart Mill*, XIII, University of Toronto Press, 1963-.p. 592。  
J.S.Mill, *The Subjection of Women*, 1869, Longmans, Green, 1911, (*Collected Works of John Stuart Mill*, XXI.)  
小泉仰「福沢論吉の女性論」『小泉仰教授古稀記念論文集』アジア文化研究別冊 III-A、国際基督教大学 1997年。  
小泉仰『J.S. ミル』『イギリス思想叢書10』研究社 1997年。  
小泉仰『福沢論吉の宗教観』慶應義塾大学出版会 2002年。

## 参考文献

- 沢目健介「幕末・維新时期における西洋「権利」観念の導入とその理解」島根県立大学西周研究会編『西周と日本の近代』ペリかん社 2005年。
- 蓮沼啓介「西周研究会の成立 島根県立大学西周研究会編『西周と日本の近代』(ペリかん社二〇〇五)を論評する」比較法史学会編『規範から見た社会』比較法制研究所 2006年。

『北東アジア研究』第14・15合併号（2008年3月）

**キーワード** 『百学連環』 権 義 権利 労力による権利発生説  
「人身原有の権」批判 男女の権利 法と道德 西周と福沢諭吉の比較

(KOIZUMI Takashi)